コーポレート・ガバナンス報告書

2026年11月27日

グラントマト株式会社
代表取締役社長　南條　浩
問合せ先：　管理本部次長　稲村　直人
(0248)94-2014
ＵＲＬ　https://www.grantomato.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

１．基本的な考え方

当社は、食と共に歩むアグリビジネスカンパニーとして、「安心でおいしい食物と健康をすべての食卓へ」を経営理念としております。そのため、農業生産者様から一般消費者様にいたるサプライチェーンのすべての場面において、アグリビジネスを営む者としての社会的責任や法令遵守を第一に考え、それを適切に履行するためのコーポレート・ガバナンスの体制整備を最も重要な経営課題として位置付けております。

また、当社では、経営意思決定の迅速化を図ると同時に、適時適切な業務執行を効果的かつ効率的におこなうよう取り組んでいますが、そのプロセスや結果の妥当性に係る監視・監督を通して、経営層に対する牽制を強化し、経営における透明性の向上及び健全化に努めております。これらを丁寧に実践していくことにより、強固なコーポレート・ガバナンスが醸成され、競争力が向上することを通して、各ステークホルダー(株主等)の利益の最大化につながると認識しております。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
有限会社南條商店	1,217,900	57.12
グラントマト従業員持株会	289,900	13.60
南條　浩	100,200	4.70
石井　康雄	50,000	2.35
株式会社古谷商店	47,000	2.20
緑川　泰由	40,000	1.88
佐藤株式会社	39,000	1.83
株式会社おてんとさん	28,000	1.31

株式会社平成工業	28,000	1.31
福井精米株式会社	28,000	1.31

支配株主名	有限会社南條商店

親会社名	なし

補足説明

有限会社南條商店は南條家の資産管理会社です。

３．企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	8月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

４．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

１．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】　更新

定款上の取締役の員数	７名以内 監査等委員である取締役は３名以内
定款上の取締役の任期	監査等委員でない取締役１年 監査等委員である取締役２年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	６名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	２名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	０名

会社との関係（１）

氏名	属性	会社との関係（※１）												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木秀総	他の会社の出身者 ／公認会計士													
三瓶正	他の会社の出身者 ／弁護士													

※１　会社との関係についての選択項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木秀総	―	―	公認会計士及び税理士としての豊富な経験と高い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただくため招請したものであります。
三瓶正	―	―	弁護士としての豊富な経験と高い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただくため招請したものであります。

【監査等委員会】

委員構成及議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

内部監査室は代表取締役の指示の下、内部監査を行っておりますが、監査等委員会の指示に従い、共同して監査を実施することができ、その結果を監査等委員会に報告いたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

(1)監査等委員と会計監査人の連携状況

監査等委員は、会計監査人と相当数の会合を持ち、監査方針や監査計画についての説明や会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための説明等を聞くとともに、監査等委員からも重点監査項目について、要望を伝えるなど、積極的に意見・情報交換を行い、適正で厳格な会計監査が実施できるよう努めております。

また、監査等委員は、会計監査人の監査の方法及び結果に関する報告を受けるなど、会計監査人の監査の実施状況の把握に努め、会計監査人監査の相当性の判断を行っております。

(2)監査等委員と内部監査部門の連携状況

当社は、監査等委員会が、内部監査部門とも、相互に連携・協力し、監査の効率性、実効性を高め、監査の質的向上に努めております。

また、監査等委員は、定期的・必要に応じて適宜に開催する監査等委員会において、情報の共有化を図るとともに、監査等委員会として取締役会等で社外取締役の見地からの意見も含めて述べるなど、当社の経営の健全性の維持に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	０名

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額及び社外取締役の総額を開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等の額の決定は、株主総会においてその限度額を決議し、各取締役の報酬額の決定は取締役会にて協議の上決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、日常的に情報共有に努め、重要事項については、必要に応じて電子メール等を 利用した事前説明を行い、取締役会において効率的な審議や意思決定をサポートしております

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

イ．株主総会

株主総会は、決算日終了後３か月以内に開催することとしております。株主総会は、経営の基本的事項を定めるための最高意思決定機関であることに鑑み、定時の開催のみならず、開催事由が発生した際には速やかに招集通知を発出し、決議を請うこととしております。

ロ．取締役会

当社は取締役会設置会社であります。監査等委員でない取締役３名、監査等委員である取締役１名及び監査等委員である社外取締役２名で構成し、原則として月１回開催の取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令及び定款に定められた専決事項のほか、経営に関する重要な事項や非経常的な事項を、適時適切に承認・報告・決議し、善管注意義務及び忠実義務の履行に努めております。また、各取締役の業務執行については、取締役相互の監視・監督義務を忠実におこなうことを通して牽制機能を確保し、必要事項の報告を行うと同時に、意見を請うことで、各取締役に対する牽制が、より強固に機能しております。

ハ．監査等委員会

当社は監査等委員会設置会社であります。監査等委員である取締役３名で構成されており、常勤監査等委員が委員長となり、原則として月１回開催し、取締役会と協働して、監督機能の一翼を担うとともに株主の付託を受けて取締役の業務執行の監査を実施しております。会計監査人及び内部監査室担当者と緊密な連携を保つために定期的な情報・意見交換を行い、監査の有効性及び効率性を高めております。

ニ．会計監査人

当社は、2026 年８月期において、監査法人コスモスと監査契約に基づき、同監査法人が独立した立場から実施した「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第３項の規定に基づく監査を受けております。当該事業年度において監査を執行した公認会計士は、新開智之氏及び寺島洋希氏の２名であり、いずれも継続監査年数は７年以内であります。また、当該監査業務に係る補助者は、公認会計士４名、その他１名であります。当社と監査に従事した公認会計士及びその補助者との間には、特別の利害関係はありません。

なお、2026 年 11 月 21 日開催の定時株主総会において、将来的な東京証券取引所の本則市場への上場を見据えた監査体制の充実及び強化を目的として、新たに監査法人ＦＲＩＱを会計監査人に選任いたしました。これに伴い、監査法人コスモスは、同定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しております。

ホ．経営会議

経営会議では、各営業部門のトップを務める取締役により、部門長を中心とした管理職や実務担当者が招集され、取締役会で決定した方針や営業施策等の重要事項を伝達しております。一方、各営業部門からの報告や相談を受け、新たな経営上のリスク・課題につながる情報を収集して、取締役会で協議することとしております。月１回の開催を原則としつつ、部門間の情報伝達は密におこない、会議の開催に関わらず、経営上のリスク・課題を把握する活動をおこなっております。

ヘ．リスク・コンプライアンス推進委員会

当社では、内部統制の主たる目的のひとつである「法令遵守(コンプライアンス)」を確実に達成するため、コンプライアンス規程上の要件を充足した際には、代表取締役社長をトップとするリスク・コンプライアン

ス委員会を設置することとしております。毎月１回程度開催しており、コンプライアンスに抵触・逸脱する可能性のある事案は、持続可能な企業としての成長性を阻害する大きな経営上のリスクになるため、その重要性を周知するため、適宜、コンプライアンス研修、不当要求防止研修等の社内研修を実施しております。 ト．内部監査 当社における内部監査は、代表取締役社長の直轄組織として被監査部門から独立した専任の内部監査室担当者１名が担当しており、被監査部門の業務が規程やマニュアルに準拠し、逸脱なく行われているかという観点から実施しております。なお、当該内部監査には、業務の有効性や効率性、法令遵守、財務報告の信頼性、資産の保全という統制目的の達成状況の評価も含まれます。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由といたしましては、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。

Ⅲ．株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

１．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
実施していない	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

２．IR に関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報のほか、決算説明会資料等についても掲載していく予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	管理本部にて対応してまいります。

３．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス規程及びリスク管理規程を整備し、コンプライアンス並びにリスク管理の重要性を社内に浸透させ、誠実に適時・適切な情報開示を徹底し、会社を取り巻くステークホルダーの尊重を図ることとしております。
ステークホルダーに対する情報提供	証券取引関連法令及び証券取引所規則の遵守に加え、株主・投資家・地域社会をはじめとするステークホルダーの当社に対する理解の促進により、当社の信頼性を高

に係る方針等の策定	め、その適切な評価に資することを目的に、情報開示規程を整備しております。

Ⅳ．内部統制システム等に関する事項

１．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するため、以下のとおり内部統制システムに関する基本方針を定める。

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)取締役及び使用人は、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則って職務を行う。

(2)法令等違反行為、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会および取締役会に報告する。

(3)「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス体制の整備を全社横断的に実施する。

(4)「コンプライアンス推進委員会」を原則として毎月開催し、法令遵守の状況や事業運営上に関係する法令等に関する業務上の問題点等に対する対応を報告、審議を行う。

(5)内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、業務の有効性・効率性向上とコンプライアンスの観点から、内部監査を実施する。

(6)「内部通報規程」を制定し、社内及び社外の通報窓口を設置することで、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対処する。

(7)「反社会的勢力排除規程」を制定し、反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求には一切応じないことを基本方針とする。新規の取引先に対しては、取引相手の反社会性を検証し、問題がないことを確認の上、取引を開始する。万が一、反社会的勢力による不当要求等が発生した場合には、警察、顧問弁護士等の外部機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)各種会議体で協議した内容は、すべて議事録として記録し、法令及び文書管理規程等の各種規程に基づき、保存・管理する。

(2)取締役に対する業務執行の適正化と監視・監督の一環として、議事録は取締役及び監査等委員がいつでも閲覧できるように管理する。

(3)機密情報については、法令及び「機密管理規程」に基づき厳重に管理する。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)「リスク管理規程」を制定し、リスク状況の把握とその適切な評価に努めるとともに、緊急体制の整備を図り、迅速かつ効果的リスク管理体制を整備する。

(2)「リスク管理委員会」を原則として毎月開催し、広範なリスク管理についての協議を行い、必要に応じてリスクへの対策を検討し、実施する。

(3)自然災害等の不測の事態が発生した場合には、災害対策マニュアル等にしたがい、対応する。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1）取締役会は、原則として月１回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
（2）取締役会は、当社の中期経営計画及び年度予算を決定し、その執行状況を監督する。
（3）取締役の職務執行状況については、適宜、取締役会に対して報告する。
（4）取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において、それぞれの責任者及び責任の範囲並びに執行手続きの詳細について定める。

５．監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びに他の取締役からの独立性に関する事項

（1）監査等委員会がその職務を補助すべき使用人の配置を求めた場合には、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、適切な補助人員を選任・任命し、監査業務を補助させる。
（2）当該補助人員は、監査等委員会の指揮命令に従い職務を遂行し、他の取締役(監査等委員である取締役を除く)またはその上長等の指揮命令を受けないものとする。
（3）当該補助人員の人事異動、人事評価、懲戒等の処遇に関しては、監査等委員会の同意を得るものとし、監査業務への従事を理由に不利益を受けないように配慮する。

６．取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制、並びに当該報告を理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

（1）取締役及び使用人は、監査等委員会からの要請があった場合には速やかに必要な事項を報告するとともに、法令違反や不適切な業務執行、会社経営に重大な影響を及ぼす事象等については、直接または関係部門を通じて、適時・適切に監査等委員会に報告する体制を整備する。
（2）監査等委員は、取締役会や重要会議へ出席し、必要な情報を把握し、必要に応じて役職員からのヒアリングを実施する。
（3）監査等委員は、法令遵守及び内部統制の実効性を確保するため、定期的に代表取締役社長と意見交換を行う。
（4）社内外の通報窓口により、役職員からの内部通報を受け付ける体制を構築し、当該通報に関しては、その内容の正当性を問わず、報告を行った者へいかなる不利益な処遇は一切行わない。

７．その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）監査等委員は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
（2）監査等委員に対しては、必要に応じた書類の閲覧の機会を提供する。
（3）監査等委員は、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
（4）監査等委員会が、その職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家に意見を求めることができ、その費用を会社に求めることができる。会社は、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。
（5）監査等委員がその職務の執行について、会社法に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

８．財務報告の適正性を確保するための体制

(1)営業部門と管理部門の業務を切り分け、営業部門における上流の取引に係る情報が、適時適切に下流たる管理部門に伝達されるよう、業務プロセスを整備する。 (2)当該業務プロセスにおける各業務の正確性を担保するため、プロセスの節目においては上長によるチェックや承認を要求し、当該チェック等がないものについては処理ができない仕組みとする。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たないという方針のもと、取締役が当社の主要な会議でその旨を折に触れ、注意を促しております。当社における反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力排除規程」を制定し、所管部署は管理本部として、運用を行っております。具体的には、新規取引先については、外部調査機関等を用いて情報収集を行い事前にチェックを行っております。また、取引先との間で締結する契約書において、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の条項を盛り込んでおります。

Ⅴ．その他

1．買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入	なし

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

なし

【模式図(参考資料)】

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。

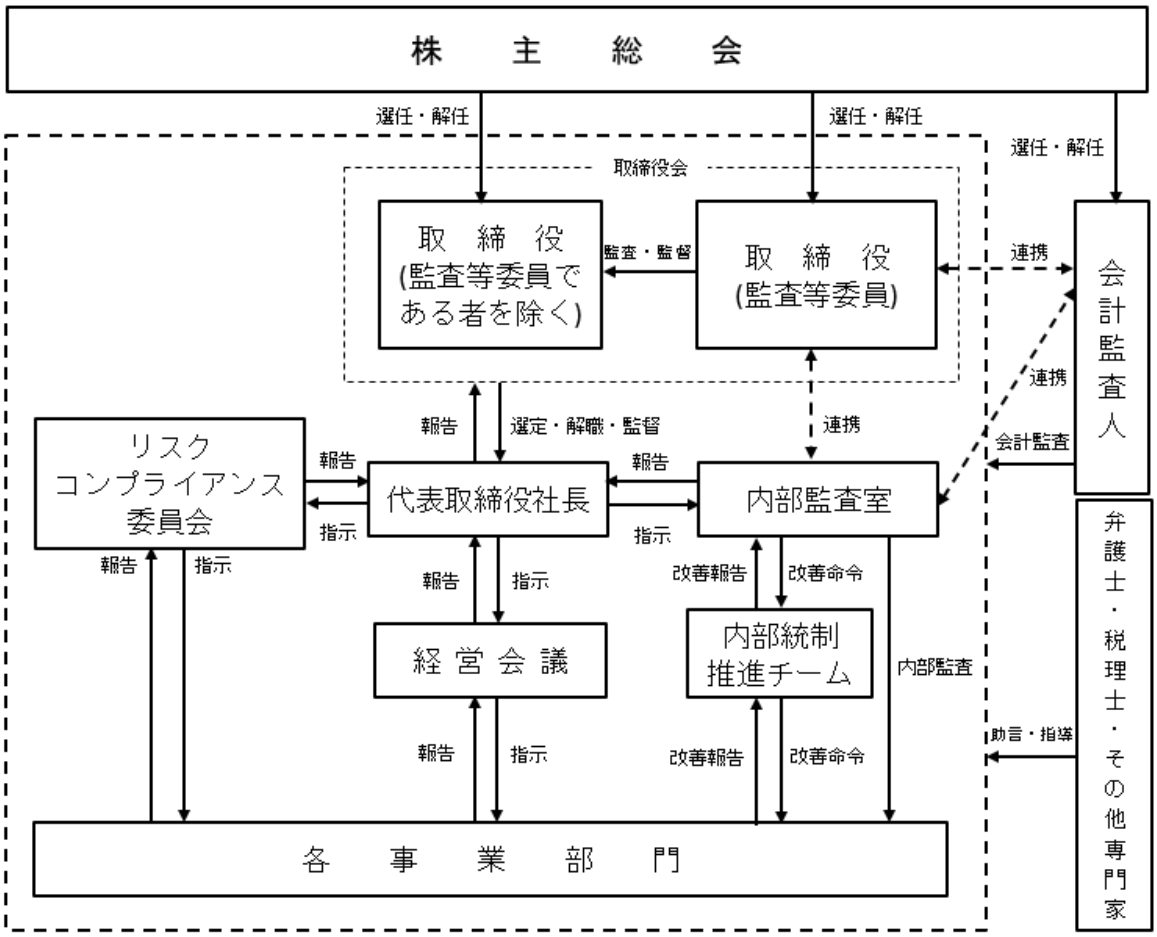

【適時開示体制の概要（模式図）】

当社の適時開示体制のフローは、次のとおりです。

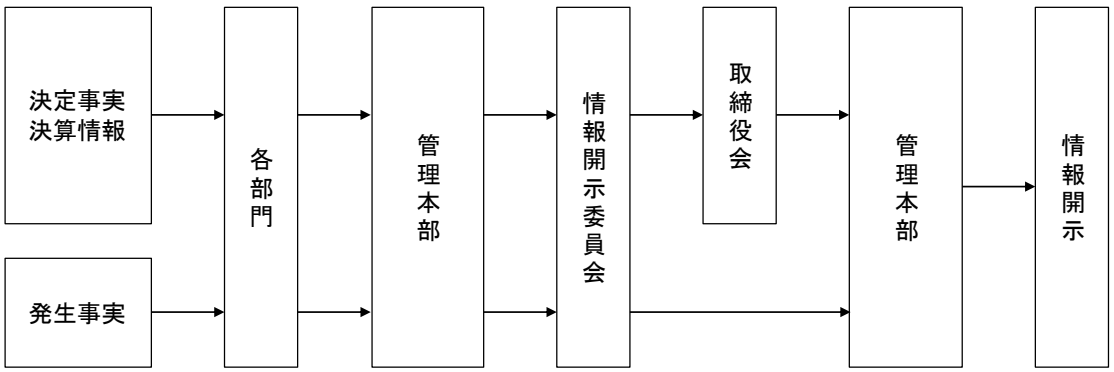

以　上